

# 入会申込書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

生年月日

このたび、大曲輪厚商工振興会への入会を申込みます。

所在地	〒 -			
ふりがな 事業所名	.....			
担当者	職名		氏名	
業種				
従業員数				
電話番号				
FAX 番号				
Eメール				

【大曲輪厚商工振興会事務局】

北広島市中央5丁目7-2 北広島商工会館内

TEL 011-373-3333 FAX 011-373-3212

# 大曲輪厚商工振興会

## 規 約

### ( 目 的 )

第1条 大曲輪厚商工振興会は(以下[本会]という。)、大曲工業団地内及び輪厚工業団地内、大曲近郊に事務所及び工場を有する会員相互の親睦を図り、北広島市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。

### (組織及び加入)

第2条 本会は、北広島市大曲工業団地内及び輪厚工業団地、大曲近郊に立地した企業で組織する。

2 本会に入会しようとする企業は、入会申込書に入会金を添えて申込みものとする。

### ( 事 務 所 )

第3条 本会の事務所は、会長の事務所内に置く。(現在は北広島商工会館内)

### ( 事 業 )

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北広島市及び大曲・輪厚地区の産業開発振興のための意見交換等の事業
- (2) 会員親睦のための事業
- (3) その他必要と認めた事業

### ( 役 員 )

第5条 本会に次の役員を置く。

- |         |        |
|---------|--------|
| (1) 会 長 | 1名     |
| (2) 副会長 | 3名     |
| (3) 幹 事 | 各班1名以上 |
| (4) 監 査 | 2名     |

### (役員を選出)

第6条 会長は、会員の互選によって選出する。

2 副会長、幹事及び監査は、会長が総会に諮って指名する。

### (役員の職務)

第7条 会長は、会務を統轄し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、本会の目的達成に対する方策の研究、企画、立案並びに実行にあたる。
- 4 監査は、本会の会計を監査する。

### ( 顧 問 )

第8条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務を円滑に行うため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置く。

3 事務局長は、会長の属する事業所の職員をあて、本会の事務を掌握する。

4 事務局の職員は、会長の属する事業所の職員の中から会長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

3 定例総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催するものとする。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員より開催の申し出があったときは、その都度開催するものとする。

5 役員会は、会長が必要と認めたときは、その都度開催するものとする。

(会計)

第12条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入を充てる。

2 第2条第2項の入会金は、10,000円とし、入会の際納入するものとする。

3 会費は、年額15,000円とし、毎年総会終了後速やかに納入するものとする。  
ただし、新規加入は、入会の際納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は役員会において別に定める。

## 附 則

本規約は本会設立の日より施行する。

〃 平成5年4月1日より適用する。

〃 平成9年4月1日一部変更。(市制施行に伴う変更)

〃 平成11年4月1日一部変更。(定例総会開催期日等変更)

〃 平成21年5月20日一部変更。(対象地区変更)

〃 令和2年5月26日一部変更(名称、目的、組織及び加入事業)